令和８年（フ）第１３６号
福島県いわき市常磐下船尾町村山35番地の１ビレッジハウス下船尾１－101
債務者　宗像　美幸（旧姓矢内）
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１６６号
福島県いわき市小名浜下神白字館ノ腰31番地ビレッジハウス磐城２－201
債務者　早坂　和広
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第３３２８号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目22番30号
債務者　森田美智子（旧姓山下）
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８０３号
大阪府豊中市庄内西町１丁目１番７号、前住所大阪府豊中市庄内栄町４丁目23番２号
債務者　黒澤　　勝
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２２７号
大阪市淀川区塚本２丁目13番30―805号
債務者　近藤　彩花
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３０６号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　三徳寮、前住所大阪市住吉区苅田３丁目11番９号シャルマンコーポ411号
債務者　鶴東　　聡
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３２８号
大阪市浪速区久保吉１丁目１番34号　スプランディットＸ　401号、前住所大阪市浪速区浪速東１丁目２番２－208号
債務者　浦田　　駿
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４０２号
大阪市住吉区遠里小野３丁目10番11―210号
債務者　ＣＨＯＩ　ＳＯ　ＮＹＥＯＮＧ　崔　少寧
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４０３号
大阪市平野区瓜破西２丁目６番36号　立美ハイツ　202号
債務者　大塚　義昭
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４５９号
大阪市此花区高見１丁目４番57―1001号
債務者　小山　　恵
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４６０号
大阪府摂津市三島３丁目16番52―206号
債務者　日髙　昭子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４７４号
大阪府高槻市富田町１丁目14番７号　大喜ビル402号
債務者　伊藤　　實
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５０６号
大阪府高槻市藤の里町37番８号
債務者　古賀久美子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５２８号
大阪市旭区大宮５丁目３番25号　ハーモニー大宮　502
債務者　兵頭　美子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５８３号
大阪府守口市佐太中町４丁目３番３－1005号
債務者　池田千冨美
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５８７号
大阪市平野区加美東２丁目７番34号　レオネクストアリビオ加美106
債務者　竹岡　真琴
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６１２号
大阪市旭区中宮４丁目11番13号　ハイグレード中宮Ⅰ　101、前住所京都府木津川市州見台６丁目１番地２　アルス木津南Ｆ－206号
債務者　髙井　恒介
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部